

【収納代理金融機関の指定取り消しについて】

株式会社筑波銀行からの申し出により、令和6年4月1日付けで、芳賀地区広域行政事務組合収納代理金融機関の指定を取り消します。

これに伴い、令和6年4月1日以降、筑波銀行の窓口では、公金（斎場使用料、し尿処理手数料、ごみ処理手数料、消防検査手数料等）の取り扱いができなくなります。

お手持ちの納入通知書に「納入場所」として「筑波銀行」が記載されている場合でも、令和6年4月1日以降は、筑波銀行での納付はできませんのでご注意ください。

令和6年4月1日以降に納入通知書の取り扱いができる金融機関は、次のとおりです。

- ・ 足利銀行
- ・ 栃木銀行
- ・ 烏山信用金庫
- ・ 真岡信用組合
- ・ はが野農業協同組合
- ・ 中央労働金庫

お問い合わせ：会計課 会計係 0285-82-9151